第3節 除塵設備

	記載例	作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
項目	内	内	契約書	共通仕様書
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	○○事業○○業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。		第1条	第 1-1 条
(目 的) 第 1-2 条	(目的) (名称) (レベル) この業務は、○○事業の○○○ため、○○○除塵設備の○○設計を行うものである。 ※なお、この業務は、業務成果に基づき予定する工事の発注方式を「設計・施工一括発注方式」とするものについて、必要な設計検討を行う試行業務である。	1-2 (目的)は、次の例のように具体的に記入する。 (記入例) ・基本計画書の作成に利用する。 ・全体実施計画書の作成に利用する。 ・河川協議に利用する ・地元説明に利用する ・地元説明に利用する ・工事実施に利用する。 (名称)は、業務の対象となる施設名を記入する。 (少ベル)は、構想、基本及び実施の区分を記入する。 業務成果に基づく予定工事を「設計・施工一括発注方式」とするもののうち、同方式に対応させた設計検討(簡易型設計等)を行う業務については※部を追記する。		
(場 所) 第1-3条	この業務において対象とする、□□□□□□の建設予定地は、○○県○○市(郡)○○町(村)○○地先で、別添位置図に示すとおりである。	1-3 ・○○○○には、当該施設名称を記載する。		
(土地の立入り 等) 第1-4条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16 条によるが、発注者の許可無く 土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理す るものとする。	1-4 ・土地の立入り等に係る制約条件及び補償については、特に必要な場合に記入する。	第13条	第 1-16 条
(低入札価格契約 における第三者 照査) 第 1-5 条	(記載例-1) 1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。 2 第三者照査の企業に要求される資格 (1)予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 (2)○○農政局において、○○年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 (3)○○農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。	1-5 ・本条(低入札価格契約における第三者照査)は、当該業務で照査技術者の配置を定める場合に記載する。 【予定価格が1,000万円を超える場合】		

項 目	(5)中立的、公平 のは受注者との ①資本関係 ア 親会社と イ 親会社と ②人的関係 一方の会社の名 3 第三者照査を行 第三者照査を行 を有する以下の記 (1)照査技術者と	の関係において、以 と子会社の関係にお と同じくする子会を 受員が、他方の会を でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、	能な者であること 以下の基準のいずがある と同士の関係にある と同士の関係にある との役員を現に兼え で、これる資格	:。なお、第三者照査を実施するもれかに該当する関係がないこと。 る
	(5)中立的、公平 のは受注者との ①資本関係 ア 親会社と イ 親会社と ②人的関係 一方の会社の名 3 第三者照査を行 第三者照査を行 を有する以下の記 (1)照査技術者と	な立場で照査が可 の関係において、よ と子会社の関係にあ と同じくする子会を の関係にあ を同じくする子会を の関係にあ を同じくする子会を の関係にあ を同じくする子会を の関係にあ を同じくする子会を の関係にあ を同じくする子会を の関係にあ の関係にあ の関係にあ の関係にあ の関係にあ の関係にあ の関係にあ の関係にあ の関係にあ の関係にあ の関係にあ の関係にあ の関係にあ の関係にあ の可じくする子会を の可じくする子会を の可じる の可しる の可し。 の可しる の可しる の可しる の可しる の可しる の可しる の可しる の可しる の可しる の可しる の可しる の可し。 の可し。 の可しる の可し。 の可しる の可しる の可し。 の可しる の可しる の可し	能な者であること 以下の基準のいずがある と同士の関係にある と同士の関係にある との役員を現に兼え で、これる資格	:。なお、第三者照査を実施するもれかに該当する関係がないこと。 る ねている
	4 照査技術な (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語)	こ行う照査の他に、 三者の照査方法にで、 三者の照な照査方法時別にで、 具体のび照査状合けるでは、 一1条を行ってのでは、 一1条を行ってのでは、 一12条のののでは、 一12条ののでは、 一12条ののでは、 一12条のでは、 一12条のでは、 では、 大果物のでは、 大果物のでは、 大果物のでは、 大果物のでは、 大果のできる。 では、 大果のできる。 では、 大果のできる。 では、 大果のできる。 では、 大果のできる。 では、 大果のできる。 では、 大果のできる。 では、 大果のできる。 では、 大果のできる。 では、 大果のできる。 では、 大果のできる。 では、 大果のできる。 たる。 大と。 大と。 大と。 大と。 大と。 大と。 大と。 大と。 大と。 大と	を有する者 第三者照査を行 いて書して事をの の立っては、項等をの都 の立っているでは、でいるでは、 では、のででは、でいるです。 では、では、でいるです。 では、では、でいるできるできる。 では、では、でいるできるできる。 では、できるでは、では、できるできる。 では、できるできる。 では、できるできるできる。 では、できるできるできる。 では、できるできるできる。 では、できるできるできる。 では、できるできるできる。 では、できるできるできる。 では、できるできるできる。 では、できるできるできるできる。 できるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるで	っる者 う照査技術者を定め発注者に通知 う照査とあわせて業務計画書に照 めなければならない。 度監督職員に報告しなければなら ない、報告書原稿作成段階での打合せ
	においては、受注 照査技術者及び!!	主者は「業務請負募 景査の実施」につい 通仕様書等を基本と	2約書第11条照査打 いては、受注者が	価格を下回る価格で契約した場合 技術者」及び「共通仕様書第1-7条 自ら行う照査とは別に、受注者の 査(以下、「第三者照査」という。)

作	成	要	領	及	び	留	意	事	項		
内						容				契約書	共通仕様書
【マウ/T# 23100 T III N	م ـــــ ا	nı 	o le	^ 1							
【予定価格が100万円以上かつ1,00	0万円.	以下	// 場合	台】							
・2~8は(記載例-1)と同じ											
- 2 ~0 /4 (記載791 — 1 / こ 円 し											

	記載例
項目	内容
履行確実性評価)達成状況の確 図)	
第 1-6 条	本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 1 審査項目 a) ~ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 2 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 3 その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
(一般事項) 第 1-7 条	4 業務成果物のミス、不備 等 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 1 受注者は、作業実施の順序、方法等について監督職員と密接な連絡を取り、作業の
	円滑な進捗を図るものとする。

	作成要領及び 内	· 容	契約書	共通仕様書
	r 1	ਧ'	大小百	六四山 猴百
【技術提案の評価項 5場合】	目に新たに「履行確実性」を加えて打	支術評価を行う対象業務でも	ð	
必要なものを記載 ISO9000 s	共通仕様書に記載されていない事項で する。 認証取得(JIS Q9001:20 して発注する場合は、以下の内容を言	000[ISO9001:2		
項目	内	容]	
(履行義務) 第 1-11 条	 本業務の実施に当たっては、設認証取得している適用規格の要認 ムにより行う。 契約締結後、適用規格の認証のび疑義が生じた場合は、発注者とに当たるものとする。 受注者は、品質システムを適りて、監督職員が行う調査等に対しなお、調査への協力に係る費用 	求事項に基づく品質システ維持に関して不測の事態及 :受注者が協議のうえ、これ 用した品質管理活動に関し ン、協力するものとする。		
(品質システム文 書の取扱い) 第1-12条	1 受注者は、品質システム文書((DEE LANG- GE		

内		記	載 例			作 成 要	領及び留意事項		
(富豊政権者) 第1-13 条 ・	項目	内		容		内	容	契約書	共通仕様書
過構造及びコンクリート	(管理技術者)	管理技術者は、共通仕様書の資格に係る技術部門・選択を資格に係る技術部門・選択を資格 技術士	第1-6条第3項による 科目は次のとおりである 技術部門 総合技術監理 機械 建設 農業 農学 鋼構造及びコンクリート 農業土木	ものとし、農業土木技術管理士以外。 選択科目 機械一機械設計等 建設ー鋼構造及びコンクリート 農業ー農業農村工学 機械設計等 鋼構造及びコンクリート 農業土木 農業農村工学	変更) 第 1-13 条 (発) 第 1-14 条 (発) 第 1-14 条 はおじて記ーサめる適載2ルて が方はい門 にはポンクののののののではポンプでである。 で別コを含めていている。 で別コを含めていてがある。 で別コを含めていてがある。 で別コを含めていてがある。 で別コを含めていてがある。 では、これにはいる。 にはい。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはい。 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	内 3 受注者計ある。 一受業分かとも、 一受業分かとも、 一のでは、一点である。 一のでは、一点である。 一のでは、一点である。 一のでは、一点である。 一位では、一点である。 一位である。 一位では、一点である。 一位では、一点である。 一位である。 一でな	容が、まり業務計画書を提出するものとする 変業務の品質計画書の記述内容に重複す 、相互に参照または引用する構成で作成 。 養1の規定に基づき提出した当該業務の 要な場合は、速やかに変更内容を監督職 る。 が設定する場において、発注者が作成し 、品質記録等及び調査報告書等について 場合は、これに協力するものとする。 員が当該業務の品質システム運用状況の 質システム文書に関する関係資料の提 説明を求めた場合には、これに協力する ・目」は代表例を示したものであり、業務 ・訳科目」以外の部門を含めて指定する場 ・CCM)で、記載例の「技術部門」以外を参考に追記する。	第 10 条	

		載 例		作 成 要 領 及 び 留 意 事 項			
 項 目	内	1/4	容	内	契約書	共通仕様書	
(照査技術者) 第 1-9 条	1 照査技術者は、共通仕様 外の資格に係る技術部門・		よるものとし、農業土木技術管理士以 りである。	1-9 ・本条(照査技術者)は、当該業務で照査技術者の配置を定める場合に記載する。 ・記載例における「技術部門」及び「選択科目」は代表例を示したものであり、業務	第11条	第1-7条	
	資格	技術部門	選択科目	内容に応じて適切に指定すること。			
	技術士	総合技術監理	機械-機械設計等 建設-鋼構造及びコンクリート 農業-農業土木 農業-農業農村工学	・技術士で、記載例の「技術部門」及び「選択科目」以外の部門を含めて指定する場合は、別紙-2を参考に追記する。 ・シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)で、記載例の「技術部門」以外の部門を含めて指定する場合も、別紙-2を参考に追記する。			
	投柳 工	機械建設農業	機械設計等 鋼構造及びコンクリート 農業土木 農業農村工学				
	博士	農学		. ○○ノートトサード、ーサネカト# - レ゙。 し 乳性エーットントの 麻乳性塩の火効光数工経さ. シュー・フ			
	シヒ゛ルコンサルティンク゛マネーシ゛ャー	鋼構造及びコンクリート 農業土木		・〇〇にはポンプ設備、ゲート設備及び除塵設備等の当該業務工種を記入する。			
	施設の設計の実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。 2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。 3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。			・「照査手引書」に基づく照査を行うことが出来ない工種で照査を行う場合は2を以下の内容に変更する。 2 共通仕様書第1-7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目は、次のとおりとする。 (1)業務計画作成時 (2)基本条件の設定時 (3)細部条件及び構造検討項目の決定時 (4)設計計算書、設計図、数量計算書等の作成時 (5)その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合			
(担当技術者) 第 1-10 条	担当技術者は、共通仕様書第1-8 条によるものとする。						
(技術者情報の 登録) 第1-11条	技術者情報の登録に当たって 1 受注者は、業務計画書 業務を明確に記載するも 変更する際も同様とする。	は、次によるものとするの業務組織計画に配置打のとする。なお、変更対。。調査設計業務情報サービ	技術者の所属・役職及び担当する分担 業務計画書において、業務組織計画を ビスへの技術者の登録は、業務計画書	作業計画等の中で従事技術者の報告があるので省略する。		第1-11条第1-12条	

	記載	例	
項目	内	容	
(保険加入) 第 1-12 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示示しなければならない。 また監督職員からの請求があった場らない。		
(技術員等の配置) 第1-13条	本業務は、現場技術業務の実施要領等 号農林水産省農村振興局長通知)別紙 の対象とする業務である。 配置する技術員等の氏名については、	現場技術業務実施要領に基づ	
第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条	設計の基本事項に関しては、次の技の図書を適用する場合は、監督職員の		5ものとする。なお、他
	番号名称	発 行 所	制定(改訂)年月
(設計条件) 第 2-2 条	設計作業における設計条件は、次のと: 1 設計基本条件 (1) 形 式 (2) 数 量 (3) 水路幅 (4) 水路高 (5) 設計水位 (内外水位差) (6) 流 量	おりである。	
	(7) 操作方式 (8) 設備構成(例:除塵機、コンベヤ 	7、ホッパ、角落し)	

	内	福及び留意 容		契約書	共通仕様書
					第 1-37 条
-	技術業務(事業促進型)の調整等の対 養務契約時に技術員等を示していなく		· · · · · · · · ·		
ことがで	できる。				
-1					
適用す	する技術基準等の名称、発行所及び制	削定(改訂)年月を記入	、する。		
(記入例番号	列) 名 称	発 行 所	制定(改訂)年月		
ザク 1	土地改良事業計画設計基準及び運	(公社)農業農村工学	平成30年5月		
2	用・解説 設計「ポンプ場」 鋼構造物計画設計技術指針(除塵 設備編)	会 (一社)農業土木機械 化協会	平成 27 年 3 月		
3	電気設備計画設計技術指針(高低) 圧編)		令和元年9月		
	・ 空備及び電気通信設備関係の設計基準 を記入する。	性、技術指針等から適用	する技術基準等の		
	協議等で適用する技術基準等が指定さ 用する旨を記入する。	されている場合は、その	技術基準を優先し		
改訂年	F月は、最新のものを記入する。				
-9-1					
事業計	計画(構想設計、基本設計等)から与 ま示及びづきの処理計画(ゴミの拠り				
事業計	者元及びゴミの処理計画 (ゴミの搬出				
的な記	者元及びゴミの処理計画 (ゴミの搬出				

第2-3条 設計作業の参考とする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次表によるものとする			記	載	例	
(1) 用 途 (2) 設計水位(常時水位、最高水位、最低水位又は上流側水位) (3) 除塵機設置敷高 (4) 塵芥量(重量) (5) 塵芥の種類 (6) 堆砂高 (7) 風荷重 (8) 雪荷重 (9) 気 温(最高、最低) (10) その他の条件 参考図書) 第2-3条 設計作業の参考とする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次表によるものとする	項目		内		容	
第2-3条 設計作業の参考とする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次表によるものとする		(1) 用 途 (2) 設計水 (3) 除塵機 (4) 塵芥の (5) 塵芥の (6) 堆砂高 (7) 風荷重 (8) 雪 (9) 気 温	位(常時水位、 設置敷高 (重量) 種類 (最高、最低)	最高水位、最低水	位又は上流側水位)	
番号 名 称 発 行 所 制定 (改訂) 年月	参考図書) 第 2-3 条					
		番号	名	称	発 行 所	制定(改訂)年月

・設計基本条件に示した項目以外の除塵設備の設計に必要な設計水位、塵芥の種類と 量及び荷重条件、その他設計を制約する各種の条件があらかじめ定められている場合 まこれらを記入する。 (記入例) 番号 名 称 発 行 所 制定 (改訂) 年月 (記入例) 番号 名 称 発 行 所 制定 (改訂) 年月 (記入例) 第2-1条 (記入別) (記入別	2-2-2	内	容		契約書	共通仕様
・参考にする図書の発行所並びに制定(改訂)年月を記入する。 (記入例) 番号 名 称 発 行 所 制定(改訂)年月 1 除塵設備設計指針 (一社)電力土木技 病協会 平成24年8月 2 河川砂防技術基準(案)同解説・ (社)日本河川協会 平成9年 3 河川構造物の耐震性能照査指針・ 国土交通省河川局 戸解説 中成28年 4 立体横断施設技術基準・ (一社)日本道路協 同解説 会 昭和54年 5 配電盤・制御盤の耐震設計指針 (一社)日本電機工 実会 平成29年3月 6 建築設備耐震設計・施工指針 ア成26年9月 7 建築電気設備の耐震設計・施工マニュアル (一社)日本電設工 業会 (一社)日本電設工 業会 (一社)日本電設工 業会 (一社)日本電設工	・設計基 量及び存	肯重条件、その他設計を制約する各種				
1 除塵設備設計指針 (一社)電力土木技 術協会 2 河川砂防技術基準(案)同解説・ 設計編 (社)日本河川協会 平成9年 3 河川構造物の耐震性能照查指針・ 同解説 治水課 立体横断施設技術基準・ 同解説 会 昭和54年 (一社)日本道路協 昭和54年 5 配電盤・制御盤の耐震設計指針 (JEM-TR144) 業会 (一社)日本電機工 実会 ア成29年3月 6 建築設備耐震設計・施工指針 ター (一社)日本電設工 業会 (一社)日本電設工 業会 (一社)日本電設工 業会 (一社)日本電設工 学会 (一社)電気設備学 平成28年1月	• 参考(丁)年月を記入する。			第 2-1 条
1	番号	名称	発 行 所	制定(改訂)年月		
2 設計編 (社) 日本河川協会 平成9年 3 河川構造物の耐震性能照査指針・ 国土交通省河川局治水課 平成28年 4 立体横断施設技術基準・同解説 (一社) 日本道路協会 昭和54年 5 配電盤・制御盤の耐震設計指針(JEM-TR144) (一社) 日本電機工業会 平成29年3月 6 建築設備耐震設計・施工指針 (一社) 日本建築センター 平成26年9月 7 建築電気設備の耐震設計・施工マニコアル (一社) 日本電設工業会(一社) 電気設備学 平成28年1月	1	除塵設備設計指針		平成 24 年 8 月		
3 同解説 治水課 平成 28 年 4 立体横断施設技術基準・同解説 (一社) 日本道路協会 昭和 54 年 5 配電盤・制御盤の耐震設計指針 (一社) 日本電機工業会 平成 29 年 3 月 6 建築設備耐震設計・施工指針 (一社) 日本建築センター 平成 26 年 9 月 7 建築電気設備の耐震設計・施工マニュアル 業会 (一社) 日本電設工業会 (一社) 日本電設工業会 (一社) 電気設備学 平成 28 年 1 月	2		(社)日本河川協会	平成 9 年		
4 同解説 会 昭和 54 年 5 配電盤・制御盤の耐震設計指針 (JEM-TR 1 4 4) (一社)日本電機工 業会 平成 29 年 3 月 6 建築設備耐震設計・施工指針 (一社)日本建築センター 平成 26 年 9 月 7 建築電気設備の耐震設計・施工マニンアル 業会 (一社)日本電設工業会 (一社)電気設備学 平成 28 年 1 月	3			平成 28 年		
5 配電盤・制御盤の耐震設計指針 (JEM-TR144) (一社)日本電機工 業会 6 建築設備耐震設計・施工指針 (一社)日本建築センター 7 建築電気設備の耐震設計・施工マニュアル (一社)日本電設工業会 (一社)日本電設工業会 (一社)電気設備学 平成 28 年 1 月	4			昭和 54 年		
6 建築設備耐震設計・施工指針 (一社)日本建築センター 7 建築電気設備の耐震設計・施工マニコアル 業会(一社)電気設備学 平成 26 年 9 月 「一社)日本電設工 業会 (一社)電気設備学	5		(一社)日本電機工	平成 29 年 3 月		
7 建築電気設備の耐震設計・施工マ 業会 ニュアル	6	建築設備耐震設計・施工指針		平成 26 年 9 月		
	7		業会 (一社)電気設備学	平成 28 年 1 月		

	記 載 例			作成要能	頁及び留意事	項		
項目	内容			内	容		契約書	共通仕様書
(貸与資料等) 第 2-4 条	貸与資料は、次のとおりである。 分類 貸 与 資 料	数量	2-4 •貸与資料等/	こついて必要なものは適宜に追加	する。		第16条	第1-4条第1-13条
			(記入例)					
			分類	貸 与 資	料	数量		
			業務報告書	○○年度 ○○○用排水機場基	本設計業務	1部		
(参考図書及び 貸与資料の取								
扱)		よか l. チフ	0.5					
第 2-5 条	第 2-3 条、第 2-4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱は次のと 1 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、		I	こ基準の基本的な改正があり得る	ので、発注者は基準改正の	の情報を常に		
	た場合は、監督職員と協議するものとする。 2 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂	「された場合は、監督職 「された場合は、監督職	受注者に提供	共するよう努める必要がある。				
	員と協議するものとする。 3 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものと		2-5-3					
	あった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。	. し、血目椒貝の明水が		寺に一括貸与できない場合は、貸	与資料ごとに貸与時期を	示す。		
(関連業務)								
第 2-6 条	本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連 携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。	草業務の管理技術者と連 	2-6 ・同一時期に関	関連する土木設計業務と機械設計	業務を実施する場合に記	載する。		
	番号 業務名	業務実施期間						

			記	載		例				
項目			内					容		
第3章 設計	作業									
内容										
(作業項目及	とび	本業務における作								
数量)		なお、詳細は別組	₹-1 設計	卜作業項目內	引訳表(当該項	(目) に	□ 印で示す	ものと	:する。
第 3-1 条		作	業 項	目		数	量	備	į	等

作成	要領力	及び留意	事 項		
内		容		契約書	共通仕様書
-1 ア 作業項目表については、記入例のとここの表は実施設計について記載してい設計諸元は、原則として前段設計等(別本構造物等の構想設計、基本設計)でなお、前段設計等における重複項目に掛)が重複しないよう確認する。	ハるが、当 拖設機械設 倹討されて	該除塵設備に求 計業務の実施設 いることを基本	められる基本的な 計以前における± とする。		
作業項目	数量	備	考		
除塵設備実施 ・現地調査 ・設計計画 ・基本事項 ・詳計事項 ・設計計図 ・設計別 ・対料計算 ・既査 ・概算工事費 ・〇〇〇	1 1 1 1 1 1 1 O				

	記載例	作 成 要 領 及 び 留 意 事 項	
項目	内	内容	養書
項 目 (設計作業の留意 点) 第 3-2 条	内 容 設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 1 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有する とともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 2 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトブット等の様式について事前に監督 職員の承諾を得るものとする。 3 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有す る資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。		書
	4 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。 5 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、とりまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)及び新技術情報システム(NETIS)等を積極的に活用しなければならない。 (1)農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)については、http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.doを参照。 (2)新技術情報システム(NETIS)については、http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.aspを参照。 6 数量計算に当たっては、施設機械工事等数量算出要領(案)に基づき行うものとし、それ以外については、監督職員と協議するものとする。	3-2-6 ・工事工種の体系化に施設機械の工種は含まれていないため、数量算出規定等があれば貸与する。	

	記載例	作成要	長 領 及 び 留 意 事 項		
項目	内容	内	容	契約書	共通仕様書
日 (業 の 成 策) 第 3-3 条		・全ての業務の内、担当課長が必要と認めた対象に、業務の成果品質確保として取ります。 ・確認事項については、以下を参考に、業績の設計条件・前提条件 ②業務計画の妥当性 ③スケジュール ④設計変更内容 ⑤その他:事業間連携、資材選定チェッ	たもの及び工事発注に使用する設計業務を 組む場合に記載する。 務内容に応じて適宜設定すること。	关系为 自	共地仏像首

	記載	例
項目	内	容
(業務写真における黒板情報の電子化) 第 3-4 条	電子的記入を行うことにより、現場撮影のる。 受注者は、業務契約後に監督職員の承、受注者は、業務契約後に監督行う場合、受注者は、業務契約後に監督行う場合、受注者は、業務契約後に監督行う場合。 1 使用する機器・ソフトウェア 受注をしまり、できるのとする。 1 使用者は、電子ト(CRYPTREC 暗らリス)は、電子ト(CRYPTREC っ。 jp/lis認機能(2) 受きん検知機能)を有するもりよいですべきの導入 (1) 黒板情報の電子化に必要な機器に必要な機器に必要な機器に必要な機器に必要な機器に必要な機器に必要な機器に必要な機器に必要な機器に必要な機器に必要者は、 (2) 受きる。 (3) 黒板情者は、 (1) 受主者は、 (1) 受主者は、 (2) 本業のの電子化に必要な場合に、すまに(2) 本業の作成要(2) 本業の作成要(2) 本業の作成要(2) 本業の作成要(2) 本まに(1)に示す異を当る。 (3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、3に示す黒板情報の輸出とする。 (3) 黒板情報の電子化を適用するものとする。なおはない。 4 写真はない。 4 写真はない。 4 写真はない。 5 実はない。 5 費用	t. html」)に記載する基準を用いた信性憑確使用するものとする。 、受注者が準備するものとする。 な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なけ 等真を撮影する場合は、被写体と黒板情報をこととする。 子化写真データの作成要領(案)」による。 (学生の電子的記入については、「電子化写真等」に示す「写真編集」には該当しないものま、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する。 なたでった写真を、業務完了時に発注者へ納品にいまかに、業務に関付では、「電性チェックツール)をで、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を

	作	成 要	領 及	び留	意	事	項		T
内				容				契約書	共通仕様書
・業務内容を考慮し、必要	に応じて	て記載す	る。						

	記載例		作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
項目	内	内	容	契約書	共通仕様書
項 目 第4章 業務管理 (情報共有システム) 第4-1条				契約書	共通仕様書

	記載例	作 成
項目	内	内
第5章 打合せ (打合せ) 第5-1条	共通仕様書第1-10条の打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 設計作業着手の段階 第2回 中間打合せ() 第3回 中間打合せ() 第4回 中間打合せ() 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿 を作成し、上記の打合せの都度、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。	I I
	(記載例—1) ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。	
	(記載例-2) ただし、別紙〇に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。	
第6章 成果物 (成果物) 第6-1条	成果物は、「設計業務等の電子納品要領(案)機械設備工事編」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R、 DVD-R又はBD-R)で正副2部及び成果物の出力1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)を提出するものとする。	1 1

作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
内容	契約書	共通仕様書
5-1 ・ 中間打合せについては、() 内に具体的な作業段階を記入する。 (記入例) 第2回 中間打合せ(基本条件整理段階) 第3回 中間打合せ(計画・設計段階) 第4回 中間打合せ(細部設計段階)		第 1-10 条
【予定価格が 1,000 万円を超える場合】		
【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】		
		第 1-17 条

	記 載 例	作 成 要 領 及 び 留 意 事 項	
項目	内容	内容	契約書 共通仕様書
(成果物の提出 先) 第 6-2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 〇〇県〇〇市(郡)〇〇町(村)〇〇番地 〇〇農政局〇〇事業(務)所		
第7章 契約変更 (契約変更) 第7-1条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 1 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。 2 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 3 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 4 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 5 履行期間の変更が生じた場合 6 関係機関等対外的協議により設計計画等に変更が生じた場合 7 その他	7-1-6 ・河川協議関係機関との協議並びに地元協議により手戻り作業が生じた場合は、変更理由を整理する。 ・この場合の変更は、出来高が確認できることが前提である。	第 17 条 第 1-21 条 ~ ~ \$ 20 条 第 1-24 条
第8章 定めなき事項 (定めなき事項) 第8-1条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。		第 58 条

作業項目 標準作業内容	. 1		記載例	作成要作
設計作業項目内 作業項目 標準作業内容 作業実施網 当初 変更 1 現地調査 準備作業(資料収集) 作業計画 準備作業(資料収集) 作業計画 操作制御方式の検討決定 立べや形式の検討決定 ホッパ形式の検討決定 ホッパ形式の検討決定 京が成場の仕様・配置の決定 2 設計計算 操作制御方式の検討決定 京がおの検討決定 京がおの検討決定 京がおの検討決定 京がおの検討決定 京がおの検討決定 京がおの検討決定 京がおり検討決定 接路配置の検討決定 方が別に使害(変)の作成(機略) 方が別に使害(変)の作成(機略) 方が別に使害(変)の作成(機略) 方が別に使害(変)の作成(機略) 京が別に使害(変)の作成(機略) 京が別に対して決定されている 京が別に対して決定されている 京が別に対して決定されている 京が別に対して決定を 京が別に対して決定を 京が別に対して決定されている 京が別に対して決定を 京が別に対して決定されている 京が別に対して決定されている 京が別に対して決定されている 京が別に対して決定されている 京が別に対している 京が別に対します。 京が別に対している 京が別に対して			<u></u>	内
1 現地調査 準備作業(資料収集) 2 設計計画 準備作業(資料収集) (作業計画) (中業計画) (中業計画) (中業計画) (中業計画) (中業計画) (日本事項) (日本事項) (日本事項) (日本書) (日本事項) (日本書) (日本事項) (日本書) (日本書) (日本書) (日本書) (日本書) (日本書) (日本書) (日本書) (日本書) (日本書) (日本書) (日本書) (日本書) (日本書	設計作業項目内 訳表 [実施設計]	作業項目	標準作業内容	・前段設計等(施設機械業務の実施設計以前
2 設計計画		1 現地調査		
京藤 機形式の検討決定 コンベヤ形式の検討決定 コンベヤ形式の検討決定 ホッパ形式の検討決定 操作制御方式の検討決定 操作制御方式の検討決定 操作制御方式の検討決定 投票 計算算書 材質・部材の検討決定 装置・諸元の検討決定 機器配置の検討決定 施工計画・工事工程計画の作成(概略) 特別仕様書(案)の作成 [操作規程、管理規程案の作成] - 般構造図(全体、部分配置図) 電気設備図(単線結線図) 電気設備図(単線結線図) 電気設備図(単線結線図) [電気配線図(電気一次配線系統図)] (仮設図 主要部材数量表(内訳表・集計表)] - 材料計算 [塗装面積表(内訳表・集計表)] する。		2 設計計画		・現地調査は、関連土木構造物及び施工条件
1 日本		3 基本事項	コンベヤ形式の検討決定	する。
設計計算書 材質・部材の検討決定 支置・諸元の検討決定 基本設計で原則として決定されている 機器配置の検討決定 工 詳細事項 特別仕様書(案)の作成 特別仕様書(案)の作成 [操作規程、管理規程案の作成] 工 詳細事項 一般構造図(全体、部分配置図)電気設備図(単線結線図) ・位置、除塵機の形式、設備構成、数・1 まの処理計画(ゴミの搬出、分別・2)付属設備において決定する設計条件にの設図 6 設計図 [操作制御フロー図(計装フロー図)] [電気配線図(電気一次配線系統図)]仮設図 (方次スクリーン : 形式・2 を理構・ 1 を要部材数量表(内訳表・集計表) 7 材料計算 [塗装面積表(内訳表・集計表)]		4 詳細事項		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
-般構造図 (全体、部分配置図) ・位置、除塵機の形式、設備構成、装電気設備図 (単線結線図) 6 設計図 [操作制御フロー図 (計装フロー図)] [電気配線図 (電気一次配線系統図)] ・コンテナ、スキップホイスト:形式の設図 で設図 ・一次スクリーン :形式の表のリーン :形式の表のよりに関係 ・管理橋 :幅、・角落しゲート :形式の表しが一下 ・ 第2		5 設計計算	材質・部材の検討決定 装置・諸元の検討決定 機器配置の検討決定 施工計画・工事工程計画の作成(概略) 特別仕様書(案)の作成	ウ 基本事項 ・基本設計で原則として決定されているもの
主要部材数量表(内訳表・集計表) ・角落しゲート <td: (="")<="" td="" 形式=""><td></td><td>6 設計図</td><td>電気設備図(単線結線図) [操作制御フロー図(計装フロー図)] [電気配線図(電気一次配線系統図)]</td><td>・位置、除塵機の形式、設備構成、数量、 ・ゴミの処理計画(ゴミの搬出、分別、乾 2)付属設備において決定する設計条件は次の ・コンテナ、スキップホイスト:形式、容 ・一次スクリーン :形式、角</td></td:>		6 設計図	電気設備図(単線結線図) [操作制御フロー図(計装フロー図)] [電気配線図(電気一次配線系統図)]	・位置、除塵機の形式、設備構成、数量、 ・ゴミの処理計画(ゴミの搬出、分別、乾 2)付属設備において決定する設計条件は次の ・コンテナ、スキップホイスト:形式、容 ・一次スクリーン :形式、角
		7 材料計算		・角落しゲート : 形式、構オ 設計計算
8 照 査 照査 照査		8 照 査	照査	・[]内は、必要に応じ記載し、歩掛は別
9 概算工事費 概算工事費の算出 カ 概算工事費 ・ 必要に応じて作業項目に含めるもの		9 概算工事費	概算工事費の算出	カ 概算工事費 ・必要に応じて作業項目に含めるものとする

内	契約書	共通仕様書
ア 共通事項 ・前段設計等(施設機械業務の実施設計以前における土木構造物等の構想設計、基本設計において既に検討されている内容)で重複する設計作業内容は、適宜削除するものとする。		
イ 現地調査 ・現地調査は、関連土木構造物及び施工条件(電力・電話引込み調査含む。)等除 塵設備設計に必要な内容調査で、作業内容に明記するとともに必要な歩掛を計上 する。		
(記入例)・既設設備(受電方式、運転管理)の状況・周辺環境の状況・工事用資機材置場及び機器搬入可否の状況		
ウ 基本事項 ・基本設計で原則として決定されているものとする。		
T 詳細事項 1) ダム・頭首工の基本設計又は実施設計及び用排水機場基本設計等で除塵設備の次の基本事項について、比較検討のうえ概定又は決定されているものとする。 ・位置、除塵機の形式、設備構成、数量、操作方式等の決定 ・ゴミの処理計画(ゴミの搬出、分別、乾燥作業等)の決定 2) 付属設備において決定する設計条件は次のとおりとする。 ・コンテナ、スキップホイスト:形式、容量 ・一次スクリーン :形式、角度、有効目幅 ・管理橋 ・角落しゲート :形式、構造		
オ 設計計算 ・[]内は、必要に応じ記載し、歩掛は別途計上する。		
カ 概算工事費 ・必要に応じて作業項目に含めるものとする。		

記載例						作 成 要 領 及 び 留 意 事 項				
項目		<u></u> 内		容		内		容	契約書	共通仕様書
別 紙 ○ (第 1-5条、第 5-1条 関連)										
	業種区分	A	В	С	D					
	建設コンサルタ ント (土木関係の もの)	直接人件 費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9を乗じて 得た額	一般管理費等の 額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額					
	額の合計額に 10	0 分の 110 を乗し 8.5 を超える場	じて得た額を予定 合にあっては 10 る。 B 間接調査費の	出の基礎となった同表 価格で除して得た割合 分の 8.5 と、3 分の 2 C 解析等調査業務費 の額に 10 分の 8 を 乗じて得た額	`とする。 ただし、 そ 📗					